

本資料は、『ポイントマスター！ロービジョンケア外来ノート』（神戸アイセンター病院◎編）の内容変更についてのお知らせです。

2022年1月1日より視力障害に関する障害年金認定基準の一部が改正されました。本改正は、2018年に行われた身体障害者手帳の認定基準の改正に合わせたものになっていますが、手帳で2級相当なら年金は1級と同じ状態でも等級が一つずつズレていることに注意が必要です。また、改正前の基準の範囲を改正後もカバーできるように配慮されているため、旧基準の一部は残されたままとなっています。

この大きな改変についてお知らせするとともに、本書でこれまでに指摘されている訂正箇所についてお知らせ致します。

## 障害年金認定基準(2022年1月1日より適用)(本書217~219ページ参照)

### 【視力障害】

#### 1級

視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの

視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

#### 2級

視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの

視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

#### 3級

視力の良い方の眼の視力が0.1以下のもの

#### 障害手当金

視力の良い方の眼の視力が0.6以下のもの

一眼の視力が0.1以下のもの

### 【視野障害】

◎自動視野計に基づく認定基準

#### 1級

両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

#### 2級

両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

#### 3級

両眼開放視認点数が70点以下のもの

#### 障害手当金

両眼開放視認点数が100点以下のもの

両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

## ◎ゴールドマン型視野計に基づく認定基準

### 1 級

両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの

### 2 級

両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの

求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2 の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの ※改正前の基準の範囲を改正後もカバーできるように存置した基準

### 3 級

両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下のもの

### 障害手当金

I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの

両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの

### 【視力・視野障害以外の障害】

#### 障害手当金

調整機能・輻輳機能障害, 両眼のまぶたの欠損障害、身体の機能に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すものについての改定はありませんでした。

#### 変更後のポイント

- ・身体障害者手帳の基準に沿う形(ただし、一つずれの大原則あり)となった
- ・視野障害の 1 級が新設された
- ・自動視野計での基準が明確化された

それ以外の本書における修正点について、以下に列挙します。

- ・6 ページ 3 行目の「影」は「陰」でした。
- ・13 ページ 5 行目の「少数視力」は「小数視力」でした。
- ・15 ページの図は、モノクロの絵が原図でした。
- ・28 ページの文例に眼球運動の解説がありますが、この内容が重要なのではなく、フォントやサイズが混在し読みにくい文章としての例なので、もっと普通の文章の例が望ましいとのご指摘を受けました。
- ・32 ページ 17 行目の「ルーペの倍率は 8D が一般的」は「ルーペの度数は 8D が一般的」でした。
- ・75 ページの下の point の「身体障害者手帳保持者(全等級), 指定難病患者が」は「身体障害者手帳保持者とこれと同程度の指定難病患者が」が適切だそうです。

- ・79 ページの図は、フィルターで赤は明るくなります。
- ・95 ページの下の写真とその説明は、「位置が 2)の下」ではなくて「位置を 2)の上にレイアウトすべきでした。
- ・95 ページの「2) 視野から推定する」は「2) 通常の視野表から推定する」でした。
- ・96 ページ 3 行目の「消える方向で暗点」は「一番見える方向で PRL」でした。
- ・98 ページの下から 3 行目の「このようなときは」は「拡大読書器を使用するような場合は」でした。
- ・108 ページの 10 行目の「視野障害 2 級」は削除です。
- ・117 ページの point の冒頭に「デジター図書再生機の」を加えてください。
- ・119 ページ 11 行目「図書を借りることができます」は「図書を無料で借りられます」でした。
- ・131 ページ 5 行目の「コントラスト比」は「コントラスト」でした。
- ・145 ページの図の点字ブロックの色が濃い。JIS では黄色なのでもっと薄い色で表記すべきでした。
- ・153 ページ下から 7 行目、180 ページ 2 行目と7行目、204 ページ冒頭の Q の「日本盲人会連合」は「日本視覚障害者団体連合」でした。
- ・162 ページ 1 行目の冒頭に「遮光眼鏡という名称で一般に呼ばれている」を加えてください。
- ・173 ページ 13 行目の「受給は、障害認定基準で判断」は「受給は、障害程度で判断」でした。
- ・180 ページの当事者団体の一例に「視覚障がい者ライフサポート機構“viwa”」を追加してください。
- ・211 ページ下から 7 行目の「界の概ね 1/2 以下であるかをみる」は「界の概ね 1/2 以下であるかをみる」でした。
- ・218 ページ下から 8 行目の「両眼による視野が 1/2 以上」は「両眼による視野が 1/2 以上」でした。

なお、本書に関連した web セミナーを 2020 年度より開始しております。詳しくは以下よりご確認ください。

<https://nextvision.or.jp/join/gyoukan-seminar/>



以上です。

文責: 仲泊 聡